

## 団体交渉が不調の場合の調整方法について

### (特定独立行政法人等の場合)

特定独立行政法人等（特定独立行政法人及び国営企業）に勤務する職員については、団結権及び協約締結権を含む団体交渉権が保障されているが、争議行為を行うことは禁止されている（特定独立行政法人の労働関係に関する法律（以下「特労法」という）第 17 条）。

特定独立行政法人等に係る紛争についても、特定独立行政法人の特労法及び労働関係調整法（以下「労調法」という）に基づくあっせん、調停、仲裁の手続きがある。

#### ① あっせん（特労法第 26 条）

中央労働委員会会長から指名されたあっせん員（原則的に、特定独立行政法人等担当委員）が、労使双方の主張の要点を確認し、労使の間に立ち労使の自主的な交渉を側面から援助して、紛争を解決に導く手法。

開始要件：a 労使どちらかが申請をしたとき

b 労使双方が申請をしたとき

c 中央労働委員会の決議によるとき

経過： a あっせん員による事情聴取

b 当事者双方の主張の要点確認

c 歩み寄りの打診、説得

d あっせん案の提示 → ・受託による解決  
・不受託の場合、あっせん継続か打ち切りかを選択

e あっせん継続困難 → ・自主交渉に委ねる → 取り下げ  
・不調 → 打ち切り

#### ② 調停（特労法第 27～29 条）

公労使からなる三者構成の調停委員会（原則的に、特定独立行政法人等担当委員で構成）が、労使双方の主張の要点を確かめ、公正適切な判断によって作成した「調停案」を関係者に提示し、その受諾を勧告して両当事者の妥協を図り、紛争を解決に導く手法。

開始要件：a 労使双方が申請をしたとき

b 労使の一方が労働協約の定めに基づく申請をしたとき

c 労使の一方の申請により委員会が調停を行う必要があると決議したとき

d 中央労働委員会が職権に基き、調停を行う必要があると決議したとき

e 主務大臣が委員会に調停の請求をしたとき

(cf 民間企業の労働争議に係る調停において当事者の申請によらず、委員会の職権に基づく調停を行うことができるのは公益事業のみ)

経過： a 調停委員会による事情聴取

b 当事者双方の主張の要点確認

c 歩み寄りの打診、説得

d 調停案の受諾勧告 → 当事者からの諾否回答により調停委員会の任務終了

e 調停案提示前に調停継続不能 → 当事者に理由を通知して、打ち切り

### ③ 仲裁（特労法第 33～35 条）

特定独立行政法人等担当公益委員によって構成される仲裁委員会が、労使双方の主張を踏まえて「仲裁裁定」を出し、紛争を解決する手法。仲裁裁定は、労働協約と同様の効力を持ち、労使当事者を拘束する。

開始要件：a 労使双方が仲裁の申請をしたとき

b 労使の一方が労働協約の定めに基づく申請をしたとき

c 委員会があっせん又は調停を開始した後 2 ヶ月を経過して、なお紛争が解決しない場合において、労使の一方が委員会に仲裁の申請をしたとき

d 委員会が、あっせん又は調停を行っている事件について、仲裁を行う必要があると決議したとき

e 主務大臣が委員会に仲裁の請求をしたとき

経過： a 仲裁委員会による事情聴取

b 当事者双方の主張の要点確認

c 仲裁裁定書の作成・提示

- ・ 政府には①仲裁決定を実施した結果、事務及び事業の実施に著しい支障が生ずることのないよう、できる限り努力する義務。②国有林野に係る仲裁裁定の実施にできる限り努力する義務がある（特労法第 35 条 2, 3 項）（cf 民間には無い定め）

※ 全通名古屋中郵事件判決（昭和 52 年 5 月 4 日 最高裁）

…公労法は、当局と職員との紛争につき、あっせん、調停及び仲裁を行うための公平な公共企業体等労働委員会を設け、その 35 条本文において、「委員会の裁定に対しては、当事者は、双方とも最終的決定としてこれに服従しなければならない。」と定め、さらに、同条但書は同法 16 条とあいまって、予算上又は資金上不可能な支出を内容とする裁定についてはその最終的な決定を国会に委ねるべきものとしているのである。これは、協約締結を含む団体交渉権を付与しながら争議権を否定する場合の代償措置として、よく整備されたものと言うことができ、…

## (民間企業の場合)

※ 民間企業においては、あっせん、調停、仲裁の手続きは、労調法に定められている。開始要件等が特定独立行政法人等の場合と一部異なるものの、その経過においては基本的に同様の方法がとられている。

### ①あっせん (労調法第2章)

労働委員会の会長が指名するあっせん員が関係当事者間をとりもって、双方の主張の要点を確かめ、事件が解決されるように努める手続。

### ②調停 (労調法第3章)

労働委員会に設けられる調停委員会が関係当事者から意見を徴して調停案を作成し、その受諾を両当事者に勧告するという手続。

### ③仲裁 (労調法第4章)

労働委員会に設けられる仲裁委員会が、両当事者に対し拘束力のある仲裁裁定を下す手続。

### ④緊急調整 (労調法第4章の2)

内閣総理大臣は、事件が公益事業に関するものであるため、またはその規模が大きい場合、もしくは特別の性質の事業に関するものであるため、争議行為により当該業務が停止されるときは、国民経済の運行を著しく阻害し、または国民の日常生活を著しく危うくするおそれがあると認められる事件について、そのおそれが現実存するときにかぎり、緊急調整の決定をすることができる。内閣総理大臣は、この決定をしようとするときは、あらかじめ中央労働委員会（又は船員中央労働委員会）の意見を聴かなければならないとされている。